

告 示

埼玉県告示第五百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社西友 小手指店

所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(一) 第一駐車場東側に新設される「入口3」を含め、駐車場内及び出入口については、視認性・安全性を確保するとともに、放置駐車、交通事故等の交通問題が発生しないように十分配慮すること。

(二) 駐車場への車両の出入庫については、通学路に接しているため、事故の無いように注意喚起すること。

二 縦覧期間

平成二十二年四月二日から平成二十二年五月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター